

2-2 ストックを活用した住替え支援

I-2-2-1 [重点施策] (仮称) 住替え・居住支援協議会設立		担当課	福祉総務課 都市計画課	新規
目的及び 取組内容	市内居住者が住替えを希望した際に、円滑に住替えができるように支援をするとともに、住宅確保要配慮者に対し要配慮者と民間賃貸住宅との間の架け橋を担う主体組織の構築を図る。			
コメント	多摩ニュータウン再生検討の中で、J T I のマイホーム借り上げ制度のカスタマイズ化や住替えバンクの構築、賃貸団地との連動等、次世代の循環型ニュータウンの実現を目指しており、そのために住替え協議会といった組織体を形成することが求められている。 また、住宅セーフティネット法に基づく住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、障がい者、子育て世帯等）への配慮も必須であることから、居住支援協議会の機能を併せもたせることが必要となる。			
制度等	想定事業 <input type="checkbox"/> 普及啓発事業（住替え・居住支援） <input type="checkbox"/> (仮称) 住替えバンクの構築 <input type="checkbox"/> 相談事業（住替え・居住支援） <input type="checkbox"/> 居住支援事業			
優先順位	A			

I-2-2-2 リバースモーゲージの普及促進		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	高齢者が資産を活用した融資制度の普及の促進に努める。			
コメント	地価が下落した場合に担保割れリスクがあることや法制上の問題などの課題が指摘されており、さらに検討を要する。			
制度等	—			
優先順位	実施中			

I-2-2-3 住宅のリフォーム等への支援の検討		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	良質な住宅ストックの形成や安全・安心の確保のため、住宅の耐震化促進が重要であるが、目標とする一定の住宅の耐震化が完了した後の、新たな住宅への支援について検討する。方向性としては、今後の多様なライフスタイルに対応する住宅の確保として、既存住宅へのリフォーム等への支援による中古住宅市場の活性化等を図るため、様々なニーズへ対応できるよう、支援の仕組みの検討を行っていく。			
コメント	—			
制度等	—			
優先順位	C			

3) 良質な住宅ストックの形成

3-1 共同住宅リフォーム支援

I-3-1-1 マンション改良工事助成制度の普及促進		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	マンション管理組合が行う定期修繕・改修工事のため、(公財)マンション管理センターの債務保証を得て、(独)住宅金融支援機構からリフォーム融資を受ける際の融資額を対象として利子補給を東京都が行う制度の案内を行う。			
コメント	この制度により居住性能の回復及び管理の適正化を図り、居住水準の向上や良好な住環境の形成を実現することを目的としている。			
制度等	東京都 マンション改良工事助成制度			
優先順位	実施中			

I-3-1-2 [重点施策] マンション改修及びバリアフリーアドバイザー・コンサルタント派遣		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	「アドバイザー派遣制度」等を活用し、管理組合等に対しバリアフリー化への制度等を含めた助言・支援を行う。このことにより、管理組合における建替え・改修に関する理解を深め、まちの再生促進に寄与することを目的とする。			
コメント	従来の「多摩市住宅アドバイザー派遣制度」の建替え・改修の分野を補強するため、(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「マンション建替え・改修アドバイザー制度」の利用に係る費用の助成制度を新設する。			
制度等	—			
優先順位	A			

I-3-1-3 [重点施策] 優良建築物等整備事業の推進		担当課	都市計画課	新規
目的及び取組内容	現行のマンション建替えだけでなく、ストック活用を含めて、要綱を改正し、共用部の大規模改修費(バリアフリー化、省エネルギー改修、防災対策改修、子育て支援改修等)に対して補助を行う。			
コメント	マンション建替え円滑化法等の整備や諏訪2丁目の建替え事例により、市内のマンション管理組合の中では建替えへの機運が徐々に高まってきている状況がある。しかし、立地の特性や積立金の状況などから建替えへ現実的に進むことができない管理組合も当然想定される。このためストック活用が円滑に進めることができるよう、当該事業を用いて、共用部の大規模改修工事費に対して補助を行う。 また、住宅市街地総合整備事業のコア事業として適用し、周辺環境(主に道路や公園等)の整備が可能か検討していく。			
制度等	優良建築物等整備事業			
優先順位	A			

3-2 創出地の有効活用

I-3-2-1 駅前利便住宅の供給方策の検討		担当課	都市計画課	新規
目的及び取組内容	駅周辺での利便性の高い住宅について、賃貸住宅を含めた多様なライフスタイルにあった住宅の供給方策を検討する。			
コメント	多摩市ニュータウン再生方針 (公的未利用地や創出地等を活用し多様な需要に対応した住宅の供給)			
制度等	-			
優先順位	C			

I-3-2-2 次世代ゆとり住宅の提供		担当課	都市計画課	新規
目的及び取組内容	団地建替えによる創出地で次世代まちづくり等について検討する。 若年世帯若しくは子育てを終えた夫婦世帯向けに家庭菜園のある“ゆとり住宅”等の多様な住宅供給を公民連携の形で早期に検討していく。			
コメント	多摩市ニュータウン再生方針 (公的未利用地や創出地等を活用し多様な需要に対応した住宅の供給)			
制度等	-			
優先順位	C			

4) 環境負荷を低減する住まいづくり

4-1 環境共生をめざした住まいづくり

I-4-1-1 民間事業者への省エネルギー住宅の誘導		担当課	都市計画課 環境政策課	継続
目的及び取組内容	民間事業者の住宅建設や改修時に、外壁・窓の断熱性能や冷暖房・照明・給湯の一次エネルギー消費効率が高く、省エネルギー性能を有する低炭素社会に寄与できる住宅の誘導を図る。			
コメント	-			
制度等	住宅の省エネルギーフォームガイドブック（東京都） 多摩市みどりと環境基本計画（関連計画 p 80）			
優先順位	実施中			

I-4-1-2 住宅の創エネ・省エネ化普及促進に関する情報提供		担当課	環境政策課	継続
目的及び 取組内容	各種パンフレットなど情報提供等により、住宅の躯体・設備の省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーや蓄エネルギー設備の活用等の普及啓発を図る。			
コメント	-			
制度等	住宅の省エネリフォームガイドブック（東京都） 多摩市みどりと環境基本計画（関連計画 p 80）			
優先順位	実施中			

I-4-1-3 集合住宅環境配慮型リノベーションモデル事業		担当課	環境政策課	新規
目的及び 取組内容	特定の市内集合住宅をモデルに、その物件の実情にあわせた、太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギー活用機器の導入から、照明のLED化や断熱・ペアガラス導入などの省エネリフォーム、また、電気自動車を活用したカーシェアリング導入など、環境配慮型集合住宅への改修メニューやその導入効果を提案する。 さらに、その内容を広く周知し、市内の既存集合住宅における環境配慮型住宅への転換の推進を図る。			
コメント	提案の実施については、市内で活動する環境団体や住宅の専門家からなる「多摩市集合住宅環境配慮型リノベーションモデル検討協議会」と協働し、専門的知見での提案を行い、リノベーションに向けた管理組合の合意形成の支援も行っていく。			
制度等	多摩市みどりと環境基本計画（関連計画 P 80）			
優先順位	B（一部実施中）			

I-4-1-4 スマートタウンの形成		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	団地建替えによる創出地で次世代まちづくり等を検討する。 再生可能エネルギーをはじめとした、新しいサービス・技術を取り入れサステナブルに街を発展させ続けるスマートタウン等、多様な住宅供給を公民連携の形で早期に検討していく。			
コメント	多摩市ニュータウン再生方針 （公的未利用地や創出地等を活用し多様な需要に対応した住宅の供給）			
制度等	-			
優先順位	C			

I-4-1-5 マンション環境性能表示の推進		担当課	都市計画課 環境政策課	新規
目的及び 取組内容	パンフレットやHP等からの情報発信などにより、「東京都マンション環境性能表示制度」の周知を図る。			
コメント	マンション環境性能表示は、大規模な新築又は増築マンションの販売広告に、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「太陽光発電・太陽熱」、「建物の長寿命化」、「みどり」という5つの環境性能を示すラベルの表示を義務付ける制度である。			
制度等	東京都マンション環境性能表示制度			
優先順位	B			

4-2 資源の有効活用の推進

I-4-2-1 長期優良住宅の普及		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	建替え需要が発生しにくく、寿命の長いスケルトン・インフィル型住宅の建設を誘導する。長期にわたり快適に使用可能な質の高い住宅ストックの形成をめざし、「長期優良住宅制度（国）」の普及とともに、「住宅性能表示制度（国）」の更なる普及により、市民が安心して優良な住宅が取得できる環境づくりに取り組む。			
コメント	「多摩市街づくり条例」の事前協議において、分譲住宅についてスケルトン・インフィル型住宅の建設を誘導している。			
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 長期優良住宅制度（国）、住宅性能表示制度（国）			
優先順位	実施中			

(2) 基本目標Ⅱ

住み続けられる安全・安心な住まい・住環境づくり

1) 災害に強い安全・安心な住まい・住環境づくり

1-1 耐震診断・耐震改修の促進

Ⅱ-1-1-1 〔重点施策〕 非木造住宅に対する耐震診断助成		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	分譲マンション等の安全性確保を目的に、新耐震基準以前の住棟を対象に耐震診断の助成を行う。			
コメント	新耐震基準以前の建物についての耐震診断を進めることにより、住宅の安全性を確認し、必要に応じた耐震補強工事などを促進する。これにより都市の防災環境を確保し、住宅ストックの質の向上を図る。さらに補助内容を拡充することにより、一層の診断実施を促す。			
制度等	耐震診断費に対する補助の拡充として、現行の補助率及び上限額の増額や対象範囲の拡大、第三者機関による耐震診断評定の取得の条件付け			
優先順位	A			

Ⅱ-1-1-2 〔重点施策〕 非木造住宅に対する耐震改修費助成		担当課	都市計画課	新規
目的及び取組内容	これまで非木造系の分譲マンション等に関しては、耐震診断費の助成のみであったが、耐震化促進のため、助成範囲の拡大（工事費まで）を図る。			
コメント	マンション建替え円滑化法等の整備や諏訪2丁目の建替え事例により、市内のマンション管理組合の中では建替えへの機運が徐々に高まってきている状況がある。しかし、立地の特性や積立金の状況などから建替えへ現実的に進むことができない管理組合も当然想定される。このためストック活用に進むにあたり、これまでは耐震性が不足しているマンション等に対して耐震診断費の助成を行ってきたが、ストック活用へ進み易くすることによる街の再生を促進するため、耐震改修費に対しても補助を行う。			
制度等	耐震改修のための補強設計及び耐震改修に係る経費に対する補助の新設			
優先順位	A			

Ⅱ-1-1-3 [重点施策] 耐震改修アドバイザー・コンサルタント派遣 (マンション改修及びバリアフリーアドバイザー・コンサルタント派遣) 【再掲】		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	「アドバイザー派遣制度」等を活用し、管理組合等に対し耐震化への制度等を含めた助言・支援を行う。このことにより、管理組合における建替え・改修に関する理解を深め、耐震化促進に寄与することを目的とする。			
コメント	従来の多摩市住宅アドバイザー派遣制度の建替え・改修の分野を補強するため、(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施しているマンション建替え・改修アドバイザー制度の利用に係る費用の助成制度を新設する。このことにより、耐震化に関してもアドバイザーにより、理解促進による次のステップの検討に寄与するものである。			
制度等	—			
優先順位	A			

Ⅱ-1-1-4 木造住宅耐震診断支援事業		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	旧耐震基準で建築された市内木造住宅を対象に、地震に対する住宅の安全性の意識の啓発や耐震化の促進を図るため、多摩市による無料耐震診断を実施するにより、災害に強いまちづくりを推進することを目的としている。			
コメント	平成20年度より市内の対象住宅に対し無料の耐震診断を実施している。これは、市内の設計技術者や建設事業者で組織される「多摩市木造住宅耐震促進協議会」と連携し行うものである。			
制度等	多摩市木造住宅耐震診断支援事業			
優先順位	実施中			

Ⅱ-1-1-5 木造住宅耐震改修費補助金		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	市民が市内の施工業者により、個人所有の木造住宅耐震改修工事を行う場合に、その工事に要する費用の一部を補助することにより、耐震化の促進とともに市民の生命及び財産の保護を図り、もって災害に強いまちづくりに寄与することを目的としている。			
コメント	平成20年度より、市内の対象住宅が行う耐震改修工事に対して補助を行っている。本制度では、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定される基準に基づく耐震性能の評点が、必ずしも倒壊の恐れが少ない状態までにされなくても補助をすることにより、少しでも耐震化を促進することを目的としている。			
制度等	一般助成対象：対象工事費の30% 限度額30万円の補助 支援助成対象：対象工事費の50% 限度額50万円の補助			
優先順位	実施中			

II-1-1-6 耐震セミナーの開催		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	市内の旧耐震基準で建設された住宅を対象に、耐震化の普及啓発を目的として実施。木造住宅については、これまで年2回実施してきており、今後も引き続き実施していくとともに、地区単位で出張講座という形式で実施を検討する。また、非木造住宅についても主に分譲マンションの管理組合を対象として、補助制度の拡充と併せてセミナーの実施等、普及啓発を強化していく。さらに、耐震化の普及啓発と併せて、災害時での最低限の電源確保による生活継続を可能とする住まいづくりや、省エネなどの環境負荷低減、アスベスト対策などの健康への配慮に関する情報提供も行っていく。			
コメント	-			
制度等	-			
優先順位	実施中（木造） B（非木造）※早期に取り組む			

1-2 住まいの防災・減災対策の促進

II-1-2-1 長期優良住宅の普及 【再掲】		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	I-4-2-1（89頁）参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	実施中			

II-1-2-2 家具転倒防止策の普及・啓発		担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	防災訓練などの機会を通じて、家具類の転落・落下・移動防止対策の普及啓発を行うとともに、器具類の斡旋を行う。			
コメント	-			
制度等	多摩市地域防災計画（第2部 p81）			
優先順位	実施中			

1-3 減災・防災まちづくりの促進

II-1-3-1 多摩市地域防災計画の推進		担当課	防災安全課	継続
目的及び 取組内容	多摩市地域防災計画を推進し、災害に強いまち・防災都市多摩の実現を目指す。			
コメント	規定計画に基づき、住宅施策についても推進する。			
制度等	多摩市地域防災計画			
優先順位	実施中			

II-1-3-2 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」に基づき、特定沿道建築物の耐震診断を行い、補強設計、耐震改修、建替え又は除却を実施する所有者等に対し、これらに要する費用の一部を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。			
コメント	平成31年度まで（平成31年度以降は状況により判断）			
制度等	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例			
優先順位	実施中			

2) 防犯性を高め安心して子育てができる住まい・住環境づくり

2-1 防犯性に配慮した住まい・住環境づくり

II-2-1-1 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援		担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	防犯行事への市民参加を促進し、一人ひとりの防犯意識の向上を図る。 共助の精神を大事にした自主的な防犯活動に対し、防犯用品の貸与を充実する。			
コメント	—			
制度等	多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画（関連計画）			
優先順位	実施中			

II-2-1-2 防犯に向けた市民協働の取り組み		担当課	防災安全課 児童青少年課 道路交通課 学校支援課 公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	公園の樹木や街路樹が生い茂り、見通しが悪化した場所等については、地域住民との協働により居住地周辺環境の改善を図り、犯罪の起きにくい住環境の整備を推進する。 子ども110番連絡協議会などとの連携を図り、子どもたちの安全を確保するとともに、保護者や地域による登下校時の子ども見守り体制づくりを支援する。			
コメント	-			
制度等	多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画（関連計画） 街路樹よくなるプラン（関連計画）			
優先順位	実施中			

2-2 防犯性に配慮した住宅の誘導

II-2-2-1 各種登録制度等の普及・啓発		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	HPやパンフレット等により、都の認定基準を満たしていると認定された安全なマンション・安全な駐車場の登録制度である「東京都防犯優良マンション・駐車場登録制度」の普及・啓発を図る。			
コメント	-			
制度等	-			
優先順位	B			

II-2-2-2 犯罪防止に配慮した共同住宅等の普及		担当課	防災安全課 都市計画課	既存
目的及び 取組内容	「多摩市街づくり条例」に基づく、共同住宅や特定小売店舗等の事前協議において、犯罪防止を図るために「東京都安全安心まちづくり条例」等に基づく指導を行い、犯罪防止に配慮した共同住宅等の普及に努める。			
コメント	-			
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 東京都安全安心まちづくり条例 多摩市犯罪のない安全なまちづくり推進計画（関連計画 p12）			
優先順位	実施中			

3) 良質な住環境を維持するための空家・空き部屋の発生予防等

3-1 ストックを活用した空家の発生予防

Ⅱ-3-1-1 [重点施策] (仮称) 住替え・居住支援協議会設立 【再掲】		担当課	福祉総務課 都市計画課	新規
目的及び 取組内容	I-2-2-1 (85 頁) 参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	A			

Ⅱ-3-1-2 中古住宅流通促進 【再掲】		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	I-2-1-1 (83 頁) 参照			
コメント	同上			
制度等	—			
優先順位	B			

3-2 空家・空き部屋などの適正管理の促進

Ⅱ-3-2-1 [重点施策] 空家実態調査の実施		担当課	都市計画課 防災安全課	新規
目的及び 取組内容	住替え等の支援に伴う空家の利活用を推進していくにあたり空家に関する実態把握を行う。併せて空家等対策特措法を踏まえた調査を行う。 また調査結果に基づくデータベースの構築を行い、適宜更新を可能にし、かつ利活用のための基礎情報を蓄積させる。			
コメント	—			
制度等	空家等対策の推進に関する特別措置法 多摩市特定空家等の適正管理に関する条例			
優先順位	A			

Ⅱ-3-2-2 特定空家等の適正管理に関する条例に基づく 空家対策の実施		担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	防災・防犯の観点から管理不全となっている空家については、多摩市特定空家等の適正管理に関する条例に基づく特定空家等の対策を推進する。			
コメント	特定空家等についての対応を検討する。			
制度等	—			
優先順位	B			

3-3 空家などの利活用検討

Ⅱ-3-3-1 空家等対策計画の検討		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	空家実態調査の調査結果を基に、空家の発生予防をはじめ、適正管理の推進や利活用のための対策計画の策定を検討する。			
コメント	-			
制度等	空家等対策の推進に関する特別措置法、多摩市特定空家等の適正管理に関する条例			
優先順位	B			

4) 公的賃貸住宅のリニューアル・ストック活用の促進

4-1 都営住宅の建替え促進

Ⅱ-4-1-1 (公的賃貸住宅) 先行建替え種地の提供		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	種地の活用により、都営住宅の建替えを促進し、建替え期間を短縮する。			
コメント	多摩ニュータウン地域に点在する公共用地や跡地等を、都営住宅の先行建替えの種地として多摩市が提供することで、目指すべき都市構造やまちづくりに寄与し、かつ入居者の負担が少ない建替えを短期間で効率的な実施を図る。 多摩市ニュータウン再生方針			
制度等	-			
優先順位	B (一部実施中)			

Ⅱ-4-1-2 (公的賃貸住宅) ミクスト・コミュニティの形成		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	高齢者への配慮や子育て支援施設との合築等、地域におけるミクスト・コミュニティ形成に資する都営住宅の建替えとなるよう連携していく。			
コメント	高齢入居者への配慮に加えて、快適かつ賑やかに暮らす持続的なミクスト・コミュニティ形成を地域スケールで図るため、子育て支援や高齢者・障がい者の福祉施設等を併せて整備する。また建替え時には可能な限り、ファミリー世帯向けの住戸の整備を要望する。			
制度等	-			
優先順位	B			

4-2 公的賃貸住宅ストックの有効活用

Ⅱ-4-2-1 (公的賃貸住宅) 公的賃貸住宅へのバリアフリー改修要請		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	エレベーターやスロープなど共用部分の改修及び住戸内の段差解消など団地環境のバリアフリー化について公的賃貸住宅事業者に引き続き働きかけていく。			
コメント	大量の公的賃貸住宅ストックを抱える本市では、ストックのバリアフリー化などの推進が望まれており、改善を要望する意義は大きい。			
制度等	-			
優先順位	B			

Ⅱ-4-2-2 (公的賃貸住宅) 市営住宅のストック整理		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」において用途廃止と位置づけられている関戸簡易耐火住宅については順次用途廃止を進めていく。			
コメント	-			
制度等	多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（関連計画）			
優先順位	B			

(3) 基本目標Ⅲ

市民との協働による持続可能な住まい・住環境づくり

1) 身近な自然と共生した持続可能な住まい・住環境づくり

1-1 市民協働による持続可能なみどりの構築

Ⅲ-1-1-1 既存支援制度の活用による持続的な育成管理		担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	既存の「公園愛護会制度」や「アダプト制度」といった、パートナーシップ方式による各公園緑地特性を活かした市民による身近な公共空間の美化清掃を、参加の拡充方策を検討しつつ継続的に推進する。			
コメント	-			
制度等	公園愛護会制度、公園アダプト制度、道路アダプト制度 多摩すみどりの基本計画（関連計画 p70）			
優先順位	実施中			

Ⅲ-1-1-2 生垣、樹木の植栽、既存樹木の保全		担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	みどりの保護と育成を図るため、樹林、樹木、草花、生垣等の保存植物等の指定基準を定め、その基準を満たした緑に対する保全活動等に助成を行っていく「保存植物等補助制度」を推進する。			
コメント	-			
制度等	保存植物等補助制度 多摩すみどりの基本計画（関連計画 p52・p55）			
優先順位	実施中			

Ⅲ-1-1-3 地域における緑化活動の促進		担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	みどりの保全・育成を図るため緑化を進め、健康で快適な生活環境を確保することを目的にみどりの保全・育成及び緑化の推進に努める。			
コメント	市内に残る樹木や樹林の自然環境を保全し、生活環境の維持・向上が図れるよう、緑化を推進していく。また、花壇活動団体に向けた花壇作り講習会の開催やグリーンライブセンターでの各種講習会など様々な機会を通じて、市内に花やみどりを普及推進する。			
制度等	多摩すみどりの基本計画（関連計画 p74） みどりの保全及び育成に関する条例 みどりの保全育成事業			
優先順位	実施中			

1-2 豊かな緑がイメージされる住まい・住環境づくり

Ⅲ-1-2-1 緑豊かな住宅地の形成		担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地については地区計画等の活用により緑地の保全を進める。			
コメント	-			
制度等	多摩市みどりの基本計画（関連計画 p52）			
優先順位	実施中			

Ⅲ-1-2-2 丘陵部における斜面緑地などの保全		担当課	公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	沿道斜面地の緑の保全及び育成を図り、みどりのある都市環境及び都市景観の保持と創出を推進するとともに、自然の保護と回復を図るために、ニュータウン地区の沿道斜面地の緑を有する所有者と「みどりの協定」を結び、必要な助成を行っていく。			
コメント	-			
制度等	沿道斜面緑化補助制度、多摩市みどりの基本計画（関連計画 p52・p54）			
優先順位	実施中			

Ⅲ-1-2-3 雨水貯留・利用施設の設置指導・促進		担当課	下水道課	既存
目的及び 取組内容	雨水を有効利用し、河川等への流出抑制及び災害の防止と軽減を図り、良好な自然環境の保全に資することを目的に、雨水貯留・利用施設の設置指導・促進を行う。			
コメント	雨水地下浸透施設を導入する市民及び事業者に対して、適切な指導を行う。 雨水貯留槽設置者に対して、その購入費の一部を補助する。			
制度等	雨水貯留槽購入費補助制度 多摩市みどりと環境基本計画（関連計画 p 84）			
優先順位	実施中			

多摩市みどりと環境基本計画より ～家庭に設置された雨水貯留タンク



Ⅲ-1-2-4 敷地内や屋上の緑化の指導・誘導		担当課	公園緑地課	継続
目的及び 取組内容	開発等事業者による一定規模以上の集合住宅地の新設や工場・事業所等の新設にあたって、「多摩市街づくり指導基準（要綱）」により、緑化の基準を定め、助言や指導を行っていく。引き続き基準に基づく緑化の指導を行うとともに、実施効果の検証をふまえ、緑化基準の内容や手続きに関する見直しの必要性等を含め、更なる緑化を推進する。			
コメント	－			
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 多摩市みどりの基本計画（関連計画 p74）			
優先順位	実施中			

1-3 みどりと都市が調和した街なみの保全

Ⅲ-1-3-1 街なみに配慮した建物等の建設		担当課	都市計画課	既存
目的及び 取組内容	主要な幹線道路沿道については、「多摩市の都市軸」として位置づけ、連続した豊かなみどりの形成や周辺と調和した街なみの形成を促進するなど、都市軸としての景観形成に努める。			
コメント	幹線道路沿道の景観形成			
制度等	多摩市都市計画マスタープラン（上位計画 p 61）			
優先順位	C			

Ⅲ-1-3-2 街なみの保全や育成等に関する制度等の活用		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	多摩ニュータウンなど計画的に面的整備事業がすすめられた地区では、良好な住宅ストックの更新に合わせ、ゆとりとうるおいを備えた特色ある地域景観の形成について条例等を活用し、市民主体の景観づくりの取り組みを推進する。			
コメント	特色ある地域景観の形成			
制度等	多摩市街づくり条例、多摩市街づくり指導基準 多摩市都市計画マスタープラン（上位計画 p 62）			
優先順位	C			

2) 市民がデザインする住まい・住環境づくりへの支援

2-1 分譲マンション等の適切な維持管理支援

Ⅲ-2-1-1 【重点施策】		担当課	都市計画課	新規
マンション管理アドバイザー・コンサルタント派遣 マンション改修及びバリアフリーアドバイザー・コンサル タント派遣【再掲】				
目的及び 取組内容	多摩市内の分譲マンション管理組合に対し、住宅アドバイザーを派遣し、管理組合の適正な運営を支援することにより、良質な住宅・住環境の確保を実現することを目的とする。 また、上記制度に加えて、東京都の「建替え・改修アドバイザーの派遣制度」に係る費用に対して補助を行う。			
コメント	共同住宅の維持・管理や管理規約等についての相談から大規模改修や耐震改修、建替えの検討といった趣旨の相談が増加してきていることから、東京都のアドバイザーに登録されている再開発プランナー等の資格保有者に対して積極的に相談ができるようにするため。			
制度等	-			
優先順位	A			

Ⅲ-2-1-2		担当課	都市計画課	継続
マンション管理セミナーの開催				
目的及び 取組内容	市内の分譲マンション管理組合を対象に、これまで年2回実施してきており、今後もマンション管理士等との連携による継続的な実施とともに、耐震化促進の補助制度の拡充と併せて耐震セミナーの実施等、普及啓発を強化していく。 さらに、災害時での最低限の電源確保による生活継続を可能とする住まいづくりや、省エネなどの環境負荷低減、アスベスト対策などの健康への配慮に関する情報提供を図る。			
コメント	-			
制度等	-			
優先順位	実施中・B ※耐震セミナーについては早期に取り組む			

Ⅲ-2-1-3		担当課	都市計画課	継続
マンションの円滑な建替え・リフォームの支援				
目的及び 取組内容	建替え推進決議前における建替え等に関する相談や建替え推進決議後における補助制度運用や相談・協議等において支援を行う。 また、I-3-1-3「優良建築物等整備事業の推進」で示しているように、ストック活用を含めた支援を実施する。			
コメント	-			
制度等	-			
優先順位	B			

2-2 愛着を育む市民主体のまちづくり活動支援

Ⅲ-2-2-1 地域まちづくり計画や地区計画等の策定支援		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	地区の魅力や個性を盛り込んだまちづくりを進めていくため、地域住民による地域まちづくり計画や地区計画等の策定支援に努め、地域まちづくり計画、地区計画の区域拡大を促進する。			
コメント	－			
制度等	多摩市街づくり条例			
優先順位	実施中			

Ⅲ-2-2-2 街づくり条例等の推進		担当課	都市計画課	継続
目的及び取組内容	民間開発に対し、緑地やオープンスペースの確保、駐車場の適切な整備等が行われるよう、「多摩市街づくり条例」や「多摩市街づくり指導基準」の適切な運用を図り、良好な住環境を確保する。			
コメント	－			
制度等	多摩市街づくり条例 多摩市街づくり指導基準			
優先順位	実施中			

Ⅲ-2-2-3 市民による住まい・まちづくり活動への支援		担当課	都市計画課	既存
目的及び取組内容	マンション管理組合などへのアドバイザーの派遣等、住まい・まちづくりに関わる団体への支援活動をさらに充実させるとともに、住まい・まちづくりに関する知識やノウハウを持った地域住民との連携を図る。 特に、高齢化等による分譲マンションの管理組合の硬直化や高齢者等への対応など、コミュニティを良好に保てるよう積極的な支援に取り組みます。			
コメント	－			
制度等	－			
優先順位	実施中			

3) 市民間の情報共有の推進につながる地域コミュニティの活性化支援

3-1 地域コミュニティ活動への参加促進

Ⅲ-3-1-1 地域コミュニティ情報の提供		担当課	コミュニティ・ 生活課 都市計画課	既存
目的及び 取組内容	新たな市民などが地域コミュニティに関心をもってもらうため、戸建居住者・マンション居住者等へ地域の町会・自治会の活動状況などの情報を提供し、地域コミュニティへの理解や参加のきっかけづくりを行うとともに、自身が地域の一員であるという意識を持ってもらえるような取組みを進める。さらに、住まいにおける耐震化や環境負荷低減への取り組みなど、行政や企業等からの情報だけでなく、市民間における情報共有の充実を図り、意識の啓発に取り組んでいく。			
コメント	—			
制度等	—			
優先順位	実施中			

Ⅲ-3-1-2 高齢者の地域活動への参加促進		担当	高齢支援課	既存
目的及び 取組内容	高齢者の豊かな知識や経験を地域のコミュニティ活動に活かしてもらえるよう、高齢者の生きがいの場づくりやシルバー人材センターへの支援などを通じて生きがい対策を進める。			
コメント	—			
制度等	—			
優先順位	実施中			

3-2 地域コミュニティによる防災・防犯活動の支援

Ⅲ-3-2-1 多摩市地域防災計画の推進 【再掲】		担当課	防災安全課	継続
目的及び 取組内容	Ⅱ-1-3-1 (93 頁) 参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	実施中			

Ⅲ-3-2-2 市民の防犯意識の向上及び自主防犯活動への支援 【再掲】		担当課	防災安全課	既存
目的及び 取組内容	Ⅱ-2-1-1 (93 頁) 参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	実施中			

Ⅲ-3-2-3 防犯に向けた市民協働の取り組み 【再掲】		担当課	防災安全課 児童青少年課 道路交通課 学校支援課 公園緑地課	既存
目的及び 取組内容	Ⅱ-2-1-2 (94 頁) 参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	実施中			

(4) 基本目標Ⅳ

健幸都市の実現をめざした住まい・住環境づくり

1) 誰もが暮らしやすい生活利便性の高い住まい・住環境づくり

1-1 健幸都市の実現をめざした都市機能の維持・更新

IV-1-1-1 既成市街地の都市基盤整備の促進		担当課	都市計画課 公園緑地課 道路交通課	既存
目的及び 取組内容	都市基盤整備が十分ではない既成市街地では、面的整備事業等により防災性・快適性の向上に配慮した道路、公園等の整備を促進するとともに、幅員4m以下のいわゆる狭隘道路についても沿道地権者の用地寄付を得ながら推進する。			
コメント	関戸橋の架け替え、南多摩尾根幹線整備			
制度等	多摩市都市計画マスタープラン（関連計画 p 49） 道路整備計画			
優先順位	実施中			

IV-1-1-2 人にやさしい道づくりの推進		担当課	道路交通課	既存
目的及び 取組内容	誰もが安全に通行できる道路環境を確保するため、歩道の設置や狭小な歩道の拡幅も検討し、道路のバリアフリー化を推進する。 街路樹が通行の安全を阻害している箇所の改善のため、必要に応じて間伐等を進め街路樹による通行阻害を解消する。 自転車歩行者専用道路については、自転車と歩行者の安全な通行を確保するため、通路部分の拡幅、ベンチの設置、樹木の更新などの改良を検討する。			
コメント	道路のバリアフリー化、高齢者も外出しやすい道路環境を整備			
制度等	多摩市都市計画マスタープラン（関連計画 p 50） 道路整備計画			
優先順位	実施中			

IV-1-1-3 交通網の充実		担当課	道路交通課	既存
目的及び 取組内容	地域の交通ニーズに的確に応じるために、「多摩市交通マスタープラン（平成16年3月）」の改定検討と並行して、「(仮称) 地域公共交通活性化協議会」を設置し、交通事業者と連携した交通網の維持および向上を図る。			
コメント	自転車通行ネットワークの検討			
制度等	多摩市交通マスタープラン（関連計画）			
優先順位	実施中			

IV-1-1-4 福祉のまちづくり整備要綱に沿った整備誘導		担当課	福祉総務課 都市計画課	既存
目的及び 取組内容	「多摩市福祉のまちづくり整備要綱（指針）」に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した住宅改修（新築・増改築を含む）の推進について、民間の事業者等に対する指導・助言を実施し、安全で快適に、そして安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。			
コメント	－			
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（関連計画 p 89）			
優先順位	実施中			

IV-1-1-5 住宅市街地総合整備事業区域の拡大による住環境整備の 推進		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	優良建築物等整備事業適用事業区域をコアとし、その周辺を住宅市街地総合整備事業を活用し、都市基盤の再生を図る。			
コメント	対象団地築年数、団地規模等により住市総適用可能かどうか費用対効果も含めケーススタディ等検討を行う。また、既存ストック活用との関係性を整理しながら検討していく。			
制度等	－			
優先順位	B			

1-2 住み続けられる住宅ストックの形成

IV-1-2-1 高齢者向け住宅の充実		担当課	高齢支援課 都市計画課	既存
目的及び 取組内容	生活協力員による入居高齢者の安否確認や相談対応等の支援によって、引き続き65歳以上の単身者や二人世帯の方が安心して生活できるシルバーピアを運営していく。 また、認知症グループホームや、小規模多機能型居宅介護の整備の推進も図っていきます。			
コメント	シルバーピア（市内6カ所、117戸） 認知症グループホーム（市内6ヶ所12ユニット ➡ 7ヶ所14ユニット） 小規模多機能居宅介護（市内4カ所 ➡ 7カ所）			
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（関連計画 p 45・125・126）			
優先順位	実施中			

IV-1-2-2 子育て世帯向け住宅の充実		担当課	都市計画課 子育て支援課	新規
目的及び 取組内容	子育て世帯に適した住まいの広さ、安全性、家事のしやすさなどに配慮され、かつ子育てしやすい環境づくりのための取組みを行う優良な住宅の促進を図る。			
コメント	東京都長期ビジョン（p173・178）子育て支援住宅認定制度			
制度等	—			
優先順位	B			

IV-1-2-3 長期優良住宅の普及 【再掲】		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	I-4-2-1（89頁）参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	実施中			

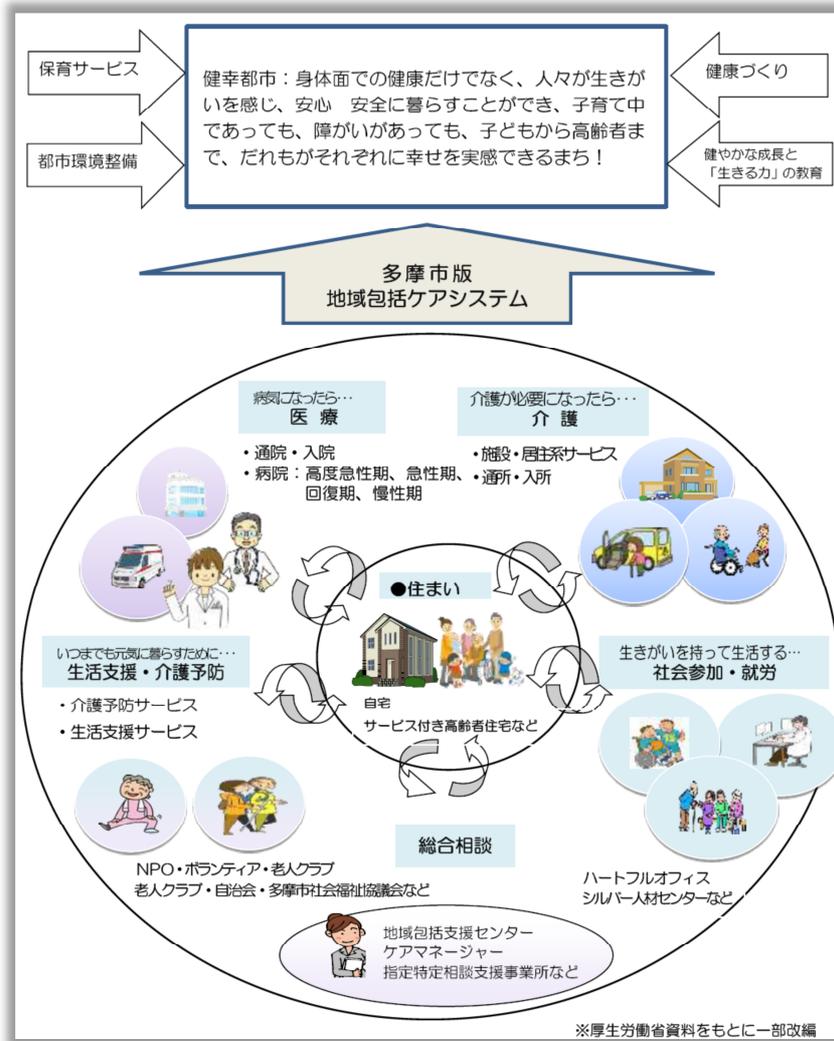
IV-1-2-4 サービス付き高齢者住宅の設置基準の検討		担当課	高齢支援課 都市計画課	新規
目的及び 取組内容	一人ひとりの高齢者がニーズに合った住まいで暮らせるよう、「サービス付き高齢者向け住宅」については、良質な住宅ストックとなるよう、将来を見据えた持続可能な住宅としての供給についてなど、国や東京都の計画・施策の動向等を踏まえ、検討を行う。			
コメント	東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5条第1項第1号アに規定する事業者を求める基準については、平成27年5月に策定をしている。この他に、補助金等を活用しない事業者に対しての規制・誘導を検討していく。			
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（関連計画 p 88）			
優先順位	B			

2) 地域や家族の支え合いに寄与する住まい・住環境づくり

2-1 地域における高齢者・障がい者支援

<p>IV-2-1-1 多摩市版地域包括ケアシステムの構築</p>	<p>担当課 高齢支援課 障害福祉課 健幸まちづくり 推進室</p>	<p>新規</p>
<p>目的及び 取組内容</p>	<p>支援が必要な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域や自宅で、医療や介護、福祉等の必要なサービスを利用しながら、自立した生活を出来るだけ長く続けられるように、地域ぐるみで支える仕組みの構築を目指す。</p>	
<p>コメント</p>	<p>—</p>	
<p>制度等</p>	<p>—</p>	
<p>優先順位</p>	<p>B</p>	

多摩市版地域包括ケアシステム



IV-2-1-2 地域での高齢者の見守り・支援のための拠点づくりや組織づくり		担当課	高齢支援課	新規
目的及び取組内容	<p>さまざまな活動団体や事業者と連携して重層的な見守りの輪をつくり、家に閉じこもりがちなひとり暮らし等の高齢者をはじめ、高齢者への幅広い見守りや声かけのネットワークを広げていく。</p> <p>また、高齢者の生活支援サービス及び地域での交流の場、社会参加の場づくりを推進するため、コミュニティエリアごとに相談拠点をづくり、「生活支援コーディネーター」を配置する。</p>			
コメント	-			
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（関連計画 p67・71）			
優先順位	B			

IV-2-1-3 高齢者の居場所づくりの支援		担当課	高齢支援課	既存
目的及び取組内容	<p>地域のボランティアや住民によって行われている「ふれあいいきいきサロン」や団地商店街のスペースを活用した交流拠点づくり、集会所等の既存施設を活用して行っている「ご近所ラウンジ」等、世代間交流・ゆるやかな見守り活用を一層普及・拡大していく。</p>			
コメント	-			
制度等	多摩市地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（関連計画 p67）			
優先順位	実施中			

2-2 地域における子育て支援の機能強化

IV-2-2-1 地域コミュニティによる子育て支援の充実		担当課	子育て支援課	既存
目的及び取組内容	<p>子育てや子どもの存在が地域社会で理解され、あたたかな見守りが促されるよう、ファミリー・サポート・センター事業の拡大や地域子育て支援拠点施設を核にした地域のネットワークを構築し、地域社会全体で子育てを支援する環境整備を図る。</p>			
コメント	-			
制度等	多摩市子ども・子育てわくわくプラン（関連計画）			
優先順位	実施中			

IV-2-2-2 子育て・子育てを支えるネットワークづくり		担当課	子育て支援課	既存
目的及び 取組内容	様々な場面で、子どもや子育てに関わる各団体の連携を推進し、適切な役割分担のもと、知恵を出し合い、解決する過程を共有する。そのことにより、子育て・子育て支援をともに担い合い、拡充させていくネットワークを発展させる。			
コメント	-			
制度等	多摩市子ども・子育てわくわくプラン（関連計画）			
優先順位	実施中			

IV-2-2-3 地域子育て支援拠点施設の整備		担当課	児童青少年課	新規
目的及び 取組内容	市内に10カ所ある児童館のうち拠点となる施設を地域子育て支援拠点施設に再編し、機能を拡大することで地域における子育て支援拠点施設の機能を強化する。			
コメント	-			
制度等	-			
優先順位	B			

IV-2-2-4 団地建替えに合わせた多様な保育サービスの提供		担当課	子育て支援課 都市計画課	新規
目的及び 取組内容	多摩ニュータウン全体で取り組む子育て支援として、団地建替えに合わせて、多様な保育サービスを提供する。			
コメント	ライフスタイルの多様化に応じた支援（共働き家庭への支援など）			
制度等	多摩市ニュータウン再生方針 多摩市子育て・子育て・こどもプラン（関連計画 p27）※平成26年度まで 多摩市子ども・子育て・わくわくプラン（関連計画 p55）			
優先順位	C			

IV-2-2-5（公的賃貸住宅） 良質な住宅の確保（住宅ストックの活用） 【再掲】		担当課	都市計画課	新規
目的及び 取組内容	I-2-1-3（84頁） 参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	B			

3) 誰もが「住まい」に困窮しない環境づくり

3-1 高齢者・障がい者に対応した住まいづくり

IV-3-1-1 住宅のバリアフリー等改修への支援		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	満60歳以上の方が、自ら居住する住宅にバリアフリー工事、または耐震改修工事を施すリフォームを行う場合に、「高齢者向け返済特例制度（住宅金融支援機構）」の普及に努める。			
コメント	-			
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(関連計画 p 89)			
優先順位	実施中			

IV-3-1-2 高齢者・障がい者向けの住宅改造の促進		担当課	都市計画課 介護保険課 高齢支援課 障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	介護保険制度を利用した「住宅改修費助成」や介護保険対象外の方でも利用できる「高齢者住宅改修費助成制度」、また障がい者が対象となる「重度障がい者への住宅改善費給付制度」の情報提供を行い、住み続けられるための住宅改造を促進する。			
コメント	-			
制度等	-			
優先順位	実施中			

IV-3-1-3 (公的賃貸住宅) 公営住宅での障がい者への対応 (優先入居等)		担当課	都市計画課 障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	障がい者の居住の安定を図るため、優先入居制度の活用を促進する。			
コメント	関戸第二住宅（身障世帯4戸）			
制度等	-			
優先順位	実施中			

IV-3-1-4 障がい者グループホームの整備促進・運営支援		担当課	障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	障がい者の地域における生活の場として、グループホームの整備促進及び運営の支援を行う。			
コメント	-			
制度等	多摩市障がい者基本計画、第4期多摩市障害福祉計画（p 20）			
優先順位	実施中			

3-2 住宅情報提供サービスの実施

IV-3-2-1 高齢者、障がい者等の住宅相談や情報提供の充実		担当課	都市計画課 障害福祉課	継続
目的及び 取組内容	国・東京都における制度のパンフレット等の配布、高齢者向けの住宅の設計や増改築・修繕工事等についての窓口相談等、住宅に関する情報提供を行う。 医療・介護及び、建築設計事業者、改修を考えている人に向け、情報を提供するWEBページを充実する。			
コメント	—			
制度等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（関連計画 p 89）			
優先順位	実施中			

IV-3-2-2 リバースモーゲージの普及促進 【再掲】		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	I-2-2-2（85頁） 参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	実施中			

3-3 住宅セーフティネット機能の向上

IV-3-3-1 [重点施策] （仮称）住替え・居住支援協議会設立 【再掲】		担当課	福祉総務課 都市計画課	新規
目的及び 取組内容	I-2-2-1（85頁） 参照			
コメント	同上			
制度等	同上			
優先順位	A			

IV-3-3-2 高齢者等の賃貸住宅入居支援制度の普及促進		担当課	都市計画課	継続
目的及び 取組内容	東京都緊急通報支援・借家人賠償保険・家賃保証制度・あんしん居住制度・東京シニア円滑入居賃貸住宅情報登録・閲覧制度等の制度の活用と普及を図る。			
コメント	既に進めている制度の継続ではあるが、今後の高齢化に対する施策として重要である。 特に、「（仮称）住替え・居住支援協議会」における居住支援として、貸主による入居制限等が緩和されるように施策展開を検討していく。			
制度等	—			
優先順位	実施中			